

一関地区広域行政組合認知症初期集中支援チーム設置要綱

平成28年8月31日

一関地区広域行政組合告示第22号

改正 平成30年3月31日 告示第23号

(設置)

第1 認知症の症状のある方の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、訪問支援対象者及びその家族に対する初期支援を包括的かつ集中的に行い、もって自立生活のサポートを行うため、一関西部地域包括支援センター及び一関東部地域包括支援センターに認知症初期集中支援チーム（以下「支援チーム」という。）を設置する。

(組織)

第2 支援チームは、専門医1人及び専門職2人以上のチーム員（以下「チーム員」という。）で組織し、管理者が委嘱又は任命する。

2 前項の専門医は、厚生労働省の定める認知症サポート医養成研修を修了した認知症サポート医（以下「認知症サポート医」という。）であって、日本老年精神医学会若しくは日本認知症学会の定める専門医又は認知症疾患の鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験を有する医師とする。ただし、当該医師の確保が困難な場合には、次の各号のいずれかに該当する医師とすることができる。

(1) 日本老年精神医学会若しくは日本認知症学会の定める専門医又は認知症疾患の鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験を有する医師であって、今後5年間で認知症サポート医研修を受講する予定のある者

(2) 認知症サポート医であって、認知症疾患の診断及び治療に5年以上従事した経験を有し、かつ、認知症疾患医療センター等の専門医と連携を図っている者

3 第1項の専門職は、次の要件を全て満たす者とする。

(1) 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士、精神保健福祉士、介護支援専門員又はこれらに準ずる者であり、かつ、認知症の医療や介護における専門的知識及び経験を有すると管理者が認めたもの

(2) 認知症ケア又は在宅ケアの実務・相談業務等に3年以上携わった経験がある者

(3) 一関西部地域包括支援センター又は一関東部地域包括支援センターに配置された職員

4 チーム員は、国が実施する認知症初期集中支援チーム員研修（以下「研修」という。）を受講し、必要な知識及び技能を修得した者とする。ただし、やむを得ないと認められる場合には、研修を受講したチーム員が受講内容をチーム内で共有することを条件として、研修を受講していない専門医及び専門職がチーム員となることができる。

（任期）

第3 専門医の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

（職務）

第4 支援チームは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 支援チームに関する普及啓発に関すること。
- (2) 認知症初期集中支援の実施に関すること。
- (3) 第6に規定する認知症初期集中チーム検討委員会（以下「検討委員会」という。）への報告に関すること。
- (4) その他認知症の初期集中支援に必要な事項に関すること。

（訪問支援対象者）

第5 訪問支援対象者は、在宅で生活する40歳以上の者であって、かつ、認知症が疑われる者又は認知症の者であって、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 医療サービス、介護サービスを受けていない者、又は中断している者で以下のいずれかに該当する者
 - ア 認知症疾患の臨床診断を受けていない者
 - イ 継続的な医療サービスを利用していない者
 - ウ 適切な介護保険サービスの利用を受けていない者
 - エ 介護サービスの利用を中止している者
- (2) 医療サービス、介護サービスを使用しているが、認知症の行動及び心理症状が顕著なため、本人又はその家族等が対応に苦慮している者

（検討委員会）

第6 支援チームの活動を推進するため、検討委員会を置く。

- 2 検討委員会の委員は、一関地区広域行政組合介護保険運営協議会の委員がこれを兼ねるものとする。
- 3 検討委員会は、支援チームが行う活動状況等について、情報共有や業務評価を行い、適正な運営の確保を目指すものとする。

（守秘義務）

第7 チーム員は、職務上知り得た秘密又は職務上の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

(補則)

第8 この告示に定めるもののほか、支援チームの運営に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

制定文(抄)

平成28年9月1日から施行する。

制定文(抄) (平成30年3月31日告示第23号)

平成30年4月1日から施行する。